

県立高等学校特別教室空調設備賃貸借事業（●●地域）
協定書（案）

県立高等学校特別教室空調設備賃貸借事業（●●地域）（以下「本事業」という。）に関して、群馬県教育委員会（以下「県」という。）と【 】、【 】及び【 】との間で、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（定義）

第1条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。なお、本協定中、次の各号に掲げる用語以外の用語の定義は、公募説明書等による。

- (1) 「本決定手続」とは、本事業に関して実施された公募型プロポーザル方式による事業者の決定手続をいう。
- (2) 「優先交渉者」とは、本事業の実施に係る優先交渉者決定手続により、優先交渉者と決定された、【 】、【 】及び【 】から成るグループをいう。
- (3) 「構成員」とは、優先交渉者を構成する法人をいう。
- (4) 「代表企業」とは、優先交渉者を代表する企業である【 】をいう。
- (5) 「事業契約」とは、本事業の実施に関し、県と事業予定者との間で締結される、県立高等学校特別教室空調設備賃貸借事業（●●地域）の事業契約をいう。
- (6) 「契約期間」とは、事業契約の締結日から本事業の完了日までの期間をいう。但し、同日以前に事業契約が解除された場合又は事業契約上の規定に従って終了した場合には、事業契約の締結日から事業契約が解除された日又は終了した日までの期間をいう。
- (7) 「提案書」とは、本決定手続において、優先交渉者が県に提出した提案書、県からの質問に対する回答書その他優先交渉者が事業契約締結までに提出する一切の書類をいう。
- (8) 「提示条件」とは、本決定手続において、県が提示した一切の条件をいう。
- (9) 「公募説明書等」とは、本決定手続に関し、令和5年5月19日に公表された公募説明書及び公募説明書と合わせて公表された資料及び付随資料（いずれも公表後の変更を含む。）をいう。

（趣旨）

第2条 本協定は、本決定手続により、優先交渉者が本事業の事業予定者として決定されたことを確認し、県と優先交渉者との間の事業契約締結のための県及び優先交渉者の双方の協力、その他本事業の円滑な実施に必要な諸手続について定めることを目的とする。

（県及び優先交渉者の義務）

第3条 県及び優先交渉者は、県と優先交渉者が締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応し、事業契約の効力が生じるように最善の努力をする。

- 2 優先交渉者は、提出した提案書が提示条件を遵守の上で作成したことを確認する。また、優先交渉者は、事業契約締結のための協議に当たっては、本決定手続にかかる県の要望事項を尊重する。

（事業契約）

第7条 県及び優先交渉者は、令和5年9月頃を目処として、公募説明書等に添付の事業契約書（案）の形式及び内容にて、事業契約を締結できるよう最大限努力する。

- 2 県は、公募説明書に添付の事業契約書（案）に記載の事項に関し、優先交渉者から説明を求められた場合、公募説明書等において示された本事業の目的、理念に照らして、その条件の範囲内において趣旨を明確化する。
- 3 県及び優先交渉者は、事業契約の締結日以降も、本事業の遂行のために協力する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、いずれかの構成員が、公募説明書等において提示された参加資格の一部又は全部を喪失した場合には、県は、事業契約を締結しないことができる。但し、県がやむを得ないと認めた場合は、代表企業を除く構成員についてはその変更又は追加を認めた上で、事業契約を締結することができる。

（独占禁止法違反等）

第8条 構成員が、事業契約に関して次の各号の一に該当したときは、県は、本協定を解除し、事業契約を締結せず、事業契約を締結している場合であっても事業契約を解除することができる。

- (1) いずれかの構成員が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は構成員又はこれらを構成者とする事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、独占禁止法第61条第1項に規定する排除措置命令を受け、又は独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
 - (2) いずれかの構成員の役員若しくは代理人、使用人その他の従業者に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑が確定したとき。
 - (3) いずれかの構成員の役員若しくは代理人、使用人その他の従業者に対し、刑法第198条に規定する刑が確定したとき。
 - (4) その他いずれかの構成員、構成員の役員若しくは代理人、使用人その他の従業者が第1号から前号に規定する違法な行為をしたことが明白となったとき。
- 2 優先交渉者の責めに帰すべき事由により、事業契約の締結に至らなかった場合、又は優先交渉者の責めに帰すべき事由により、本事業の事業者決定行為に関して優先交渉者が遵守すべき義務の違反があり、当該違反を理由として事業契約が締結されなかった場合は、県の請求に基づき、各構成員は連帯して、提案価格の100分の5に相当する金額を、県の指定する期間内に違約金として支払わなければならない。ただし、県が契約保証金若しくは担保を受領している場合又は履行保証保険からの支払を受けた場合には、県は、これを本項の違約金の全部又は一部に充当できる。
- 3 構成員が前項の違約金を県の指定する期間内に支払わないときは、構成員は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、未払い額に対する年100分の5の割合による遅延損害金を付加して県に支払わなければならない。
- 4 第2項の規定は、県に生じた実際の損害額がこれら各項に規定する違約金の額を超える場合において、県がその超える分について構成員に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（暴力団等の排除措置）

第9条 県は、構成員が次の各号のいずれにも該当しないことを確認するため、群馬県警本部長（以下、本条において「本部長」という。）に対して照会を行うことができる。構成員は、県の求めに応じて、照会にあたって必要となる事項について情報を提供しなければならない。

- (1) 役員等（構成員の役員又はその支店若しくは常時工事請負又は業務委託等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下、本条において同じ）が暴力団員であること。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること。

- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められること。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められること。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号ないし第5号のいずれかに該当等することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められること。
- 2 県は、本部長からの前項各号の一に該当する旨の回答又は通報（以下、本条において「回答等」という。）を受けた場合、県は、その回答等の内容について、県又は県において暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条の3第1項の規定により暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団の排除のための活動を行う機関若しくは団体に対し、当該情報を提供する。
 - 3 構成員は、本事業に係る業務を第三者に行わせようとする場合は、暴力団等にこれを行わせてはならず、当該第三者が暴力団等であることが判明したときは、直ちに、その旨を県に報告しなければならない。
 - 4 構成員は、本事業に係る業務を第三者に行かせた場合において、当該第三者が暴力団等であることが判明したときは、直ちに、その旨を県に報告し、当該第三者との契約を解除しなければならない。
 - 5 構成員は、本事業の実施に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求（以下、本項において「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに、その旨を県に報告し、及び群馬県警本部に届け出て、捜査に必要な協力を行わなければならない。本事業に係る業務を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等から不当介入を受けたときも、同様とする。
 - 6 県は、構成員が、本事業に係る業務を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等であることが判明したときは、構成員に対し、当該第三者との間で契約を締結しないよう、既に当該第三者と契約を締結している場合にあっては、当該契約を解除するよう、求めることができる。
 - 7 県は、本条に基づき、優先交渉者、構成員及び第三者その他関係者に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。
 - 8 構成員のいずれかが、次の各号の一に該当したときは、県は、事業契約を締結せず、本協定を解除することができる。
 - (1) 第1項の各号のいずれかに該当すると認められるとき。
 - (2) 第3項ないし第5項の定めに反し、各項の報告等を怠ったとき。
 - (3) 第4項の定めに反し、第三者との契約を解除しなかったとき。
 - (4) 第6項の県の求めに反し、第三者との契約を締結し又は、第三者との契約を解除しなかったとき。
 - 11 前項の違約金については、前条第2項及び第4項を準用する。

（準備行為）

- 第10条 優先交渉者は、事業契約の締結の前であっても、自己の費用と責任において、本事業に関するスケジュールを遵守するために、県と協議の上で、県の承諾を得た事項及び県の指示する事項について、準備行為を行うことができ、県は必要かつ可能な範囲で、準備行為に協力する。
- 2 優先交渉者は対象校の受変電設備の改造等及びガス供給施設の改造等の要否について確認を行い、改造等が必要とされる場合は見積書の提出及び協議を行う。

- 3 県及び優先交渉者は、本条に定める準備行為の結果（設計に関する打ち合わせの結果を含む。）を基に、事業契約を締結する。

（事業契約不調の場合における処理）

第 11 条 事由の如何を問わず、優先交渉者の責めに帰すべき事由なくして事業契約の締結に至らなかった場合、既に優先交渉者が前条の準備行為に関して支出した費用は、協議の上で県が優先交渉者に支払う。

- 2 事業契約の締結に至らなかった場合において、優先交渉者は、公表済みの書類を除き、本事業に関して県から交付を受けた書類及びその複写物をすべて返却、写しについては破棄しなければならない。また、優先交渉者は、本事業に関して県から交付を受けた書類を基に作成した資料、文書、図面、電子的記録及びその複写物をすべて破棄しなければならない。この場合において、優先交渉者は、返却した資料等の一覧表又は廃棄した資料等の一覧表を県に提出する。

（秘密保持）

第 12 条 県と優先交渉者は、相手方の事前の書面による承諾を得た場合を除き、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密を第三者に漏洩し、また、本協定及び事業契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 公知である場合
- (2) 本協定締結後、開示権限を有する第三者から適法に開示を受けた場合
- (3) 被開示者が独自に開発した情報として文書の記録で証することができる場合
- (4) 裁判所により開示が命ぜられた場合
- (5) 県が群馬県情報公開条例に基づき開示を求められた場合
- (6) 当事者の弁護士その他本事業にかかるアドバイザー、出資者に守秘義務を課して開示する場合
- (7) 優先交渉者が本事業の遂行にかかる資金調達に関して契約上守秘義務を負う金融機関と協議を行う場合
- (8) その他法令に基づき開示する場合

- 2 県が、前項第 5 号の規定に基づき、請求を受けた場合で、県において当該請求の内容が、同条例第 14 条及び第 15 条の非公開とされるべき情報にあたると思慮するときは、県は優先交渉者に対して、その旨を通知し、優先交渉者は県に対して非公開とされるべき法律上及び事実上の理由を書面で具体的に県に示し、県に協議を求めることができる。

- 3 優先交渉者は、本事業の業務を遂行するに際して知り得た、県が提供するデータ及び帳票資料等に記載された個人情報並びに当該情報から優先交渉者が作成した個人情報（以下、本条において、これらを総称して「個人情報」という。）を、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守して取扱う責務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払う。

- 4 前項に定めるほか、優先交渉者は、本事業に関する個人情報の保護に関する事項につき、県の指示に従う。

- 5 優先交渉者は、優先交渉者の役員、従業員、代理人、コンサルタント、及び本事業に関連して優先交渉者に資金を提供している金融機関、本事業の各業務を優先交渉者から受託し又は請け負った第三者（優先交渉者から直接受託又は請け負った者に限らない。）に対し、第 1 項、第 3 項及び第 4 項の守秘義務を遵守させ、そのための適切な措置を講じる。

- 6 本条に定める優先交渉者の義務は、本協定終了後も存続する。また、優先交渉者の役員、従業員、代理人、コンサルタント、及び、本事業に関連して優先交渉者に資金を提供している金融機関、本事業の各業務を優先交渉者から受託し又は請け負った第三者

(優先交渉者から直接受託又は請け負った者に限られない。)がその地位を失った場合であっても、優先交渉者は、これらの者に対する守秘義務の遵守義務を免れない。

(本協定の変更)

第 13 条 本協定は、当事者全員の書面での合意による場合にのみ、変更することができる。

(協定の有効期間)

第 14 条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から本事業の契約期間終了時までとする。但し、本事業の契約の締結に至らなかった場合は、契約の締結に至る可能性がないと県が判断して代表企業に通知した日までとする。本協定の有効期間の終了にかかわらず、第 8 条、第 9 条、第 11 条、第 12 条及び次条の規定の効力は存続する。

(準拠法及び裁判管轄)

第 15 条 本協定は日本国の法令に従い解釈され、本協定に関する一切の裁判についての第一審の専属的合意管轄裁判所は前橋地方裁判所とする。

(協議)

第 16 条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて県と優先交渉者の間で協議して定める。

(以下余白)

以上を証するため、本協定書を【 】通作成し、県及び各構成員は、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年【 】月【 】日

県：

群馬県教育委員会
教育長 平田 郁美

代表企業：

【 】
代表取締役 【】

構成員：

【 】
代表取締役 【】

構成員：

【 】
代表取締役 【】